

## 国の法改正による保険証廃止について

国の法改正により令和6年12月2日以降、現行の保険証は新たに発行されなくなります。

マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行することになりました

### 改正法の経過措置

令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。

尚、福井県薬剤師国民健康保険組合の保険証有効期限は「令和7年7月31日」です。令和6年12月2日以降もその期限まで保険証を使用できます。

（注）転居等で保険証の記載事項に変更があった場合はその時点で使えなくなります。

（注）転職等で加入している健康保険が変わった場合は、保険証は使えなくなります。

（注）令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に移行する人など、一部の人は、有効期限が異なる場合があります。

### 保険証の有効期限が切れた後について

#### ・マイナ保険証をお持ちの人

マイナ保険証をご利用ください。尚、マイナ保険証をお持ちの人については、お手元の保険証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前にご自身の被保険者資格等を把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

#### ・マイナ保険証をお持ちでない人

マイナ保険証をお持ちでない人には、お手元の保険証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に、従来の保険証に代わる「資格確認書」を送付する予定です。

現在の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

## マイナ保険証利用者（登録～マイナ保険証利用まで）

当組合で加入申込書の受領後、中間サーバーにデータを登録することでマイナ保険証の利用が可能となります。

よって、システム登録、情報確認等時間を要するため、即時交付は致しかねます。

尚、健康保険資格変更後に初めてマイナ保険証により受診する場合には、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の資格情報をご確認願います。



### 🔍 確認方法

（令和6年3月24日時点の表示画面です。表示画面は、変更される場合がございます。）



## 資格確認書の交付申請について

「資格確認書」は、マイナ保険証をお持ちでない方は申請によらず交付致しますが、以下の場合に限り、申請により交付致します。

- ① マイナンバーカードを紛失または更新中（電子証明書の有効期限が切れて3ヶ月経過する方）
- ② マイナンバーカードを返納予定
- ③ 高齢者・障害者等本人の資格確認を補助する必要がある、マイナンバーカードでの受診が困難な方